

エムシーパートナーズ従業員の皆様へ

エムシーパートナーズ株式会社

### ストレスチェック実施のご案内

平成27年12月に改正労働安全衛生法が施行され、常時50人以上在籍する事業場について、ストレスチェックの実施が義務付けられました。

この法律に基づき、当事業所では平成28年度より毎年10月頃にストレスチェックを実施することと致しました。

原則ストレスチェックは、皆様にWeb上で受検して頂くため、実施にあたっては実施事業者から直接皆様にEメールでご案内を差し上げます。

つきましては、下記をご一読の上、受検くださいますようご案内申し上げます。

#### 記

1. ストレスチェックの目的：個人個人のストレスへの気付きを促し、セルフケアを高めることを目的としています。
2. 個人情報の保護：ストレスチェック受検の結果は、本人が承諾する場合を除き、会社に知られることはありません。
3. ストレスチェック外部委託実施機関：公益財団法人パブリックヘルスリサーチセンター
4. 実施期間：11月14日木曜日から11月28日木曜日17時まで
5. 対象者：定期健康診断に準じ、**本年8月1日現在在籍し、且つストレスチェック実施当日にも在席してる従業員**
6. 実施の注意点
  - ① **11月14日の午前中（10時以降）**に各個人のメールアドレスへ下記の配信元・件名でID・パスワードが配信されます。誤って削除しないようご注意ください。  
また、11月15日にメールが届かない場合は、11月22日までに松田宛にご連絡ください。

配信元：公益財団法人パブリックヘルスリサーチセンター

< sender@phrf-sc.jp >

件名：ストレスチェック受検のご案内

- ②迷惑メール受信拒否設定をされている場合は、事前にご対応をお願い致します。
- ③ID・パスワードは、受検、結果閲覧時に必要になりますので、大切に保管してください。

#### 7. その他

- ①受検しなかった場合 受検は任意ですので罰則はありません。  
未受検の場合、実施期間終了の3日前、1日前、当日に外部委託実施者から受検勧奨のメールが配信されます。  
最終的に、受検・未受検の状況は会社側にも通知されます。
- ②高ストレス者面談  
一定水準以上のストレス値となった方は、個人結果報告書内に産業医面談を受診するよう勧奨文が表示されます。  
面談の希望を申し出た時点で、個人結果を会社側へ開示することについて承諾したものとみなします。  
面談は個人の自由ですが、生活習慣や働き方を見直す良い機会と考えられますので、できる限り面談を希望されますようお願いいたします。  
なお、高ストレス者面談では、就業制限（休業、残業禁止等）の可否の判定を産業医が行いますので、予めご承知おきください。

以上